

持続可能な水道の構築を目指して

～水道法の改正について～

昨年12月に、水道法が改正されました。

今回の改正は、水道事業が全国的に直面している人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化の進行などの課題に対応し、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給するために、新たな制度や仕組みなどを設けたものです。

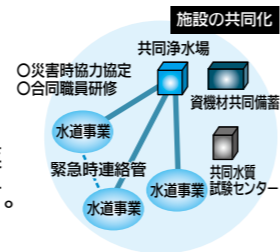
☞ 水道法とは、水道事業を運営するための基本となる法律で、水道水の水質や水道施設の基準、事業の認可制度などが定められているものです。

どう改正されたの？

主な内容は次のとおりです。

① 広域連携の推進

水道事業者同士の統合や施設の共同化、施設管理の一体化などにより、事業の効率化を図ろうとするもので、国や都道府県が中心となって進めていきます。



広域ないわき市の水道を、さらに広域化するの？

今は、福島県が中心となって、検討会を立ち上げているから、いわき市もそこに参加して、今後、どんな連携ができるか、調査・研究をしていくんだ。



② 適切な資産管理の推進

計画的に水道管の更新や耐震化を進めたり、水道施設を適切に管理するため「水道施設台帳」を作成し、保管することを義務化するものです。



いわき市の「水道施設台帳」は、作ってあるの？

必要なデータはほぼ整理されていて、来年度までには台帳が完成する予定なんだ。



③ 多様な官民連携の推進

民間企業と連携し、民間の技術力や経営のノウハウを活用することを推進するもので、今回は、給水の責任は自治体に残したうえで、事業の運営権を民間事業者を設定できる仕組みを設けたものです。



これから水道は民営化されちゃうの？

今回のような仕組みも選べる方法の一つとして定めたものなんだ！それぞれの自治体で、広域連携も含めて一番いい方法を活用して、効率的に事業を進めていけばいいんだよ。



④ 指定給水装置工事事業者制度の改善

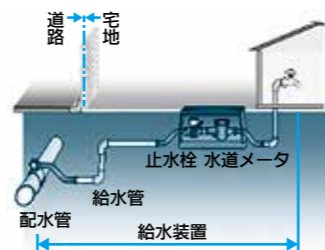
ご家庭の蛇口やトイレなどの給水用具・給水管の工事ができる工事事業者の指定を5年ごとの更新制にするものです。(現在は、工事事業者の指定を一度受ければ、工事事業者が廃業などしない限り半永久的にその資格を有することとなります。)



更新制にはどんなメリットがあるの？

更新するときに、講習会等の受講状況などを確認し、指導することなどで、より安全で信頼できる工事ができるようになるんだよ。

※ 指定給水装置工事事業者の詳細については、「すいどういわき第72号」の5ページまたは水道局のホームページをご覧ください。



今回の水道法の改正については、国が夏ごろまでに関係する政令やガイドラインなどを取りまとめる予定となっています。いわき市では、今後、こうした国からの詳細な通知等を含め、幅広く情報収集等に努めてまいります。

※ 今回改正された水道法の施行日は、政令で定めることになっており、公布の日(平成30年12月12日)から1年以内に施行されます。(水道施設台帳の作成及び保管は、公布の日から3年以内に施行。)

※ 今回の水道法改正についての詳細は、厚生労働省(水道対策)のホームページをご覧ください。



お引っ越しの手続きは、お早めに！

お引っ越しの予定が決まりましたら、お早めにご連絡ください。

使用をやめるときのご連絡がないと、水道を使っていなくても**基本料金をいただくこととなります**ので、ご注意ください。



なお、お引っ越し当日の立ち合いは不要です。

ご連絡の際にお聞きすること

次のことをご確認のうえ、ご連絡をいただくと、受け付けがスムーズです。

使用をやめるとき

- 使用者番号
領収書や「水道ご使用量等のお知らせ」に記載されています
- 住所
(アパート名・部屋番号)
- 氏名
- 使用をやめる日
(最後に使用する日)
- 引っ越し先の住所
- 連絡先の電話番号

使い始めるとき

- 住所
(アパート名・部屋番号)
 - 氏名
 - 使い始める日
 - 連絡先の電話番号
- ※ 蛇口をひねって水が出ればそのままお使いいただけますが、**必ずご連絡ください。**

市内でお引っ越しをするとき

使用をやめるときの手続きと、使い始めるときの手続きの**両方**が必要です。

※ 水道料金のお支払いに口座振替をご利用中の場合、お引っ越し先でも**原則そのままご利用いただけます**ので、お申し出ください。

次のような場合もご連絡ください！

- 使用者の名義、連絡先等(郵便物等送付先や電話番号)が変更となった場合
- 共同住宅等で共用水栓の使用者(管理人等)が変更となった場合
- 地下埋設管の漏水等で、ご家庭の給水装置を修理した場合

お申し込み方法

お申し込みは、**お電話**または**インターネット**で受け付けています。使用をやめる日または使い始める日の**5日前**までをお願いします。

※ すでに申請した使用開始または休止の希望日が変更となる場合は、速やかにご連絡ください。

お電話でのお申し込み

いわき市水道料金お客様センター

0246-22-9300

受付時間

8:30 ~ 17:15

(土曜、日曜、祝日、12/29 ~ 1/3 を除く)

インターネットでのお申し込み

水道局ホームページへアクセスし、「水道の使用開始・休止手続き」をクリックしてください。

または、右のQRコードからアクセスしてください。

受付完了等のメールは、1~2営業日後に送信しますのでご確認ください。



なお、5日前までのお申し込みが困難である場合や、お引っ越し時に料金を現金払いしたい場合には、日程等の調整が必要となるため、**お電話でお申し込みください。**

